

一般廃棄物処理施設整備基本計画策定他支援業務委託特記仕様書
(プロポーザル)

1 総則

(1) 本仕様書は、八戸広域市町村圏事務組合（以下「委託者」という。）が策定する一般廃棄物処理施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）の策定、一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会（以下、「検討委員会」という。）、及び施設整備に必要な事務の執行に係る一切の支援業務である。

(2) この仕様書は、(1) に記述した業務に適用する。また、この仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のため必要と認められる業務については、この仕様書の適用範囲として、受託者において実施するものとする。

2 経緯と業務の目的

現在、当組合は、八戸市、階上町、南部町（福地地区）の1市2町のごみの共同処理を行っている。

当組合では、令和4年度に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し、その中でごみ処理施設の現状と課題についてまとめている。当組合の所有する施設は八戸清掃工場第一工場が竣工より29年、第二工場に至っては46年が経過している。また、八戸リサイクルプラザも25年が経過しており老朽化が進んでいることを課題としている。基本構想の中では、現在の2つの工場を第一工場に集約化させ、令和18年度末まで延命化を図ることとし、新しい清掃工場を令和19年度より稼働させる計画としている。その新しい施設整備に向けて、令和5、6年度において、「一般廃棄物処理施設建設候補地調査」を実施し、検討委員会からの答申を経て、当該施設の建設予定地を現在の八戸清掃工場第一工場の南東部に位置する八戸市大字櫛引字取揚石付近とし事業を推進することとしている。

本業務は、新しい一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設およびリサイクル施設等）（以下、「新ごみ処理施設」という。）の整備に向けた基本計画の策定を支援することを目的とする。

3 業務の名称

一般廃棄物処理施設整備基本計画策定支援業務委託

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
(令和7年度から令和8年度継続費を設定)

5 業務対象区域

現在共同でごみ処理を行っている八戸市、階上町、南部町（福地地区）を対象とする。
ただし、令和7年度末までの期限をもって進めている、三戸地区環境整備事務組合とのごみの共同処理の基本合意を得た場合においては、三戸町、田子町、南部町（南部地区、名川地区）を含めた範囲を基本計画の対象とする。

6 業務の期間等

（１）実施期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで（継続費）

（２）支払年度割：令和7年度 支払い上限額 1,000,000 円

令和8年度 残金

7 業務内容

主な業務内容は、「2 1.1 新ごみ処理施設基本計画策定業務」「2 1.2 検討委員会の運営」「2 1.3 その他支援」のとおりとする。

8 資料の貸与

本業務に必要な資料（委託者以外の第三者が管理する資料含む）は借用書と引換えに貸与するものとし、資料の保管状況を速やかに提出するものとする。

また、受託者は、貸与資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取扱い及び管理し、作業終了後は速やかに返還するものとする。また、委託者の許可のもとに複写等の処理を行うとともに、その取扱いにも十分注意するものとする。

9 秘密の保持と中立性の確保

受託者は、本業務の遂行時は常にコンサルタントとしての中立性を保持し、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 打ち合わせ議事録の提出

受託者は、本業務の遂行において、協議事項の内容を確認するため、打合せの都度議事録を提出し、委託者の承認を得るものとする。

11 受託者の責務

受託者は、委託者と十分な協議を行い、委託業務の意図及び目的を十分理解し、業務を遂行しなければならない。

12 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令、規則等を遵守しなければならない。また、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を厳守し、業務の円滑な遂行を図る。

1 3 関係官公署との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、誠意を持ってこれにあたり、協議の内容を遅延なく委託者に報告しなければならない。

1 4 業務内容の変更

委託者が必要であると認めた場合には、委託者と受託者による協議により変更する。なお、協議決定後における変更については、別途委託者と受託者による協議により行うものとする。また、設計変更における業務委託料は、当該変更対象の設計内訳書の直接人件費を積算し、これに当該変更に係わる一般管理費等を加えて得た額に、「当初契約金額／当初予定価格」の比率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額を原則とする。

1 5 業務の工程

受託者は、業務の実施に先立ち、本仕様書に基づいた工程表（業務実施計画書）を提出し、委託者の承認を得たうえで業務を実施するものとする。

1 6 工程の変更

受託者は、業務の遂行上工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、委託者と協議し承認を受けなければならない。

1 7 疑義の解決

業務の遂行において、仕様書に明示されていない疑義が生じたときは、受託者は委託者担当者と協議して、その解釈を定めるものとする。なお、業務は技術的かつ良心的に行い、基本事項となるもの、技術上必要と認められる軽微なものについては、受託者の責任において行うものとする。

1 8 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに委託者と十分な打合せを行い、各工程について業務実施計画を立案し、委託者が指示する期限までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者届、及びその業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) 業務完了届
- (6) 成果納品書
- (7) 請求書
- (8) その他委託者が指示する書類

1 9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| (1) 一般廃棄物処理施設整備基本計画策定支援業実施報告書 (A4 版) | 1 5 部 |
| (2) 一般廃棄物処理施設整備基本計画 (本編) | (A4 版) 1 5 部 |
| (3) 同上 (概要版) | (A4 版) 2 0 0 部 |
| (4) その他委託者が指示する資料 | (A4 版) 1 5 部 |
| (5) 報告書類を記録した電子媒体 (CD-ROM 等) | (A4 版) 1 5 部 |

2 0 成果品・業務の完了

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、委託者が定める検査員の検査を受けるものとする。完了検査に合格後、本仕様書に定める成果品一式の納品をもって業務の引渡しとする。

2 1.1 新ごみ処理施設基本計画策定業務

新ごみ処理施設の整備に向けた基本計画を策定することを目的とする。なお、令和 8 年度より環境影響評価手続きを開始し、令和 9 年度より一般廃棄物処理施設整備基本設計を開始する予定であることを念頭に置き策定すること。また、現在、当組合は三戸地区環境整備事務組合（以下、「三戸組合」）との共同処理の協議中であることに留意して業務を進めること。

(1) 基本計画の背景と位置付け

①計画の背景と目的

環境保全、3 R 推進をめぐる社会・経済情勢、廃棄物処理に係る社会的課題などを踏まえつつ、本計画の背景や目的、位置づけ等を設定する。

②施設整備の基本方針

上位計画、本組合や構成市町村の環境施策などを踏まえ、施設整備の基本方針を策定する。策定するにあたり、施設の運用期間や多様な人が働くことを想定して作成すること。

③基本条件

本組合が策定した「一般廃棄物処理施設整備基本構想（令和 5 年 2 月）」に則して基本方針の条件を整理する。

(2) ごみ処理に関する現状把握

ごみ処理の現況及び課題を把握するため、また、地域の特性及びごみ処理に関する基本情報として、以下の内容を本組合や構成市町から提供する資料（数値データ等）を元に整理する。

①人口の動態

近年の人口の推移を整理する。

②ごみの発生量の実績及びその性状

ごみ発生量の実績を、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて経年的に整理する。

③ごみの減量化・再生利用の実績

ごみの減量化・再生利用量の実績を把握する。

④ごみ処理体制の状況

収集・運搬、中間処理、最終処分等について過去 5 年以上の状況について把握・整理する。

(3) 将来ごみ量の設定

本組合全体における以下の計画条件を整理する。なお、ごみ発生量やごみの処理・処分量は、本組合や構成市町村から提供される資料（数値データ等）を根拠に推計するものとするが、不足する情報の取扱については、本組合との協議にて決定する。

①ごみの発生量の見込み量の算定

ごみの将来発生量の見込み（予測量）を、家庭系ごみ、事業系ごみについて、収集・直接搬入別、ごみの種類（例えば燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみなど）別に算定する。

②ごみの処理・処分量の算定

ごみの種類別の実績及び将来のごみ発生量をもとに、現状及び将来のごみの中間処理量、最終処分量を算定する。なお、将来のごみの処理・処分量の算定にあっては、(4) ④で設定した処理システムに基づくこと。なお、新ごみ処理施設の稼働開始時期が建物の運用期間において最も人口が多いことに十分留意すること。

(4) 新ごみ処理施設に係る各種検討

新ごみ処理施設の建設にあたっては八戸第一工場の南東側（公募 01）の土地を利用して計画するものとしており、現在の八戸清掃工場の敷地を含めて、都市計画決定をすることを想定している。新ごみ処理施設の稼働後、既存施設の解体工事を実施することについても留意し以下の①から⑨の検討を行うこと。また、当組合は寒冷地であることに十分留意し計画すること。

① 将来のごみ処理体制の設定

本組合における中長期的な将来におけるごみ処理体制と移行スケジュールを整理する。

②ごみ分別方法に係る検討

①で整理した将来のごみ処理体制と移行スケジュールに合わせた、本組合

構成市町村のごみの種類ごとの分別区分、ごみの排出方法を検討する。なお、現状における分別区分や排出方法の違いに共同処理を行う上での課題が確認された場合は、課題の解決策について検討する。

③収集運搬、直接搬入に係る検討

ごみの種類（例えば燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみなど）ごとの代表月の施設搬入量を整理し、平準化の必要性（曜日の変更等）を検討する。また、収集車両や搬入車両の種類や積み込み方法などを整理し、共同処理を行う上で課題が確認された場合は、課題の解決策について検討する。

④処理システムの設定

本組合が策定した「一般廃棄物処理施設整備基本構想（令和 5 年 2 月）」を踏まえ、処理システムを設定する。

⑤施設規模の設定

「(3)．将来ごみ量」で設定した将来のごみ量や災害廃棄物の処理方針を元に、新ごみ処理施設の施設規模（処理方式、炉数など）を設定する。

⑥新ごみ処理施設に求められる機能の基本方針の設定

工場の建屋の運用計画と設備更新の計画（例：建屋運用期間など）、本組合が保有するし尿処理施設から発生する汚泥処理の処理方式、大型動物の死骸の処理、不法投棄ごみの処理、災害廃棄物の処理、火災・爆発防止、焼却残渣の処理方式（例：民間委託・セメント化・貴金属の回収など）、ごみ減量施策のために導入すべき設備（展開検査機など）、廃棄物発電や余熱利用、災害への強靱化（地震、水害）、防災拠点、啓発拠点、廃プラスチック処理施設、環境保全対策など、新ごみ処理施設に求められる可能性のある機能に対する基本方針を設定する。また、当該敷地に係る法規制等を整理し敷地条件としてまとめること。

⑦敷地周辺設備に係る基本方針の設定

新ごみ処理施設が利用するインフラ機能（電力、上下水道（井水含む）、雨水排水、下水道や浄化槽等の排水、燃料、通信など）の基本方針を設定する。

⑧新ごみ処理施設の設備方式の設定

ごみ焼却施設やリサイクル施設等の設備方式（受入供給設備、燃焼設備、排ガス処理設備、安全対策など）の概要を設定する。また、概略処理フローを作成する。

⑨配置・動線計画の策定

新ごみ処理施設の配置・動線計画を策定する。策定は以下の項目と手順にて行う。

（ア）土地利用条件及び都市計画条件等の整理

建設予定地の住所、面積、周辺の土地利用状況や都市計画条件を整理する。また、土地利用方法に条件を設定する必要がある場合はその条件を整理す

る。

(イ) 新ごみ処理施設の諸元の設定

建屋構成と配置、建屋寸法、煙突高さ等の諸元を類似事例等から設定する。

また、施設利用車両の種類や周回道路、建設予定地への進入口等に係る条件を設定する。

(ウ) 車両・動線に係る条件の設定

施設利用車両の種類や周回道路、建設予定地への進入口等に係る条件を設定する。

(エ) 計量・検収に係る条件の設定

施設利用車両の計量・検収に係る条件を設定する。

(オ) 配置・動線に係る要求事項の設定

車両通行、歩行者の通行に係る安全上の配慮や周辺環境への配慮事項を整理する。

(カ) 施設更新を考慮した配置・動線図（案）の策定

(ア) から (オ) を踏まえ、配置・動線図（案）を 1 ないし複数案設定する。

なお、配置・動線図（案）は作図ソフト（CAD など）を利用し、他計画書での利用や修正が容易に可能なファイル形式とする。⑩同規模類似施設の事業費の把握

⑩同規模類似施設の事業費の把握

一般廃棄物処理施設整備事業において、造成工事、建築工事、運営費、既存施設解体費等が想定される。別途委託予定の費用対効果分析調査において建設費、運営費については近年の同規模の類似施設からの事業費を把握するが、当該業務においては、造成工事費、解体工事費については近年の同規模の類似施設等から積算すること。

2 1.2 検討委員会の運営

本業務は、検討委員会の運営支援である。

(1) 検討委員会の運営方針案については委託者と受託者の協議し定めるものとする。

また、当該協議を踏まえ、必要な資料を作成するとともに、適宜、会議に出席し説明等を行うものとする。（令和 7～8 年度で 7 回 程度を想定）

2 1.3 その他の支援

(1) パブリックコメントの実施支援

委託者は、基本計画に係るパブリックコメントを実施し、受託者はその業務係る必要な支援をする。（令和 9 年 1 月上旬を想定している。）

2 2 業務スケジュール（案）

内容	日程
契約締結	令和 7 年 7 月中旬
一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会（諮問、業務スケジュール）	令和 7 年 7 月下旬
〃（審議）	令和 7 年 1 1 月
〃（審議）	令和 8 年 2 月
〃（審議）	令和 8 年 5 月
〃（審議）	令和 8 年 9 月
基本計画（案）の提出	令和 8 年 1 0 月
一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会（基本計画（案）審議）	令和 8 年 1 1 月
パブリックコメント実施	令和 9 年 1 月
一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会（答申案）	令和 9 年 2 月
一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会（答申）	令和 9 年 3 月下旬

2 3 その他留意事項

- （１）本業務の遂行に当たっては、必要に応じて関係機関と十分な協議の上で進めること。
- （２）本業務に係る印刷物の著作権は、委託者に帰属すること。受託者、成果品の納入後であってもその不備が発見された時は、速やかに受託者の費用を持って訂正すること。
- （３）受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、調査職員に承諾を得た上で迅速に対応すること。
- （４）受託者は、関係する官公庁等から交渉を受けた時には遅延なくその旨を調査職員に申し出て協議すること。
- （５）本仕様書に定めた事項及びそれ以外の事項について、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方誠意をもって協議し決定する。